【保管場所届出書】の記載例

【※】印の欄は、空欄でも届出を受理しますが、記載に御協力ください。

特に型式及び車台番号の記載では、
○　0（ゼロ）とO（オー）
○　1（イチ）とL（エル）
○　2（ニ）とZ（ゼット）
等のアルファベットと数字の記載誤りや、脱字に注意してください。

別記様式第6号（第6、第8関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
メーカー名	1AB-CD2	CD2-3456789	長さ 340 センチメートル 幅 148 センチメートル 高さ 200 センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置	徳島市万代町２丁目５－１　〇〇マンション１０１号			
自動車の保管場所の位置	徳島市中洲町１丁目１８－２　〇〇駐車場No.２ （変更前　　）			

「自動車の大きさ」欄は、点線内に右詰めで記載してください。

郵便番号、住所、電話及び氏名は、できるだけ点線内に記載してください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

上記の事項について届出をします。

令和〇　年　〇　月　〇　日

〇〇　警察署長　殿

〒（770-8510）
住所　徳島市万代町２丁目５－１
〇〇マンション１０１号
届出者
電話　000-000-0000
氏名　万代　太郎

【※】届出に係る自動車を、届出に係る保管場所に
○　新規又は追加で保管する場合→「新規」
○　保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合→「代替」
に〇印を付けてください。

【※】保管場所の所有者が、
○　申請者本人である場合
　→「自己」
○　申請者以外である場合
　→「他人」
○　申請者を含む複数人の共有である場合
　→「共有」
に〇印を付けてください。

使用権原	自己・他人・共有

連絡先	氏名　届出　一郎 電話　000-000-0000

新規・代替	登録番号等	前車	
		現車	

【※】「代替」を選択した場合には、
○　「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
○　「現車」欄に、届出に係る自動車の登録番号又は車両番号
を記載してください（「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください。）。

【※】代理申請の場合等、申請内容に関する確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載してください。

備考　1　法第５条、第13条第３項及び附則第６項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条（第13条第４項及び附則第７項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を〇で囲むこと。
2　自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を〇で囲むこと。
3　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。